

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
人工関節手術支援ロボットROSA Knee	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.12.1	高知市南久保9-8 株式会社シーメック	¥45,782,000	報奨金制度申込みのため緊急の必要により競争に付することができないとき、に該当する。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第(11))	所有権移転型ファイナンスリース
人工呼吸器「ベネットPB-980-S」保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.12.1	南国市領石281-1 株式会社四国医療器	¥1,724,800	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2)必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。